

生活困窮社会における 住宅問題を考える



～わたし、断られました！～

昨年、住宅セーフティネット法が改正され、低額所得者等の賃貸住宅の利用を促進するための施策が拡充されました。また、今年1月、総務省が、公営住宅の保証人の確保に関する実態把握等に関する勧告を出しました。さらに、今年6月の生活困窮者自立支援法の改正では、生活困窮者に対する居住支援の施策が拡充されることになりました。このような動向を踏まえ、生活困窮者の住まいや生活支援の現状を確認し、今後の課題を広く一緒に考えます。

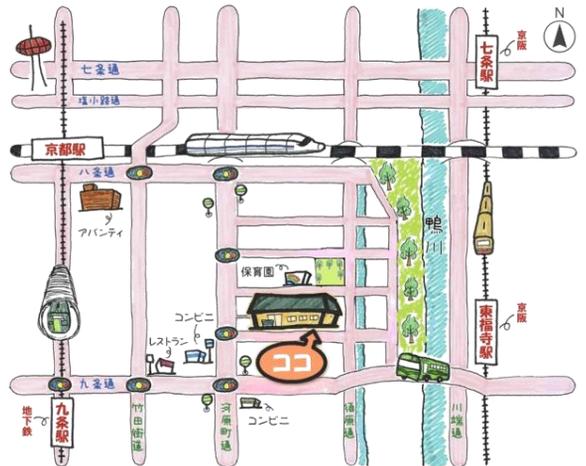
日時：2018年9月29日（土）13:30～16:30

**場所：京都市地域・多文化交流
ネットワークセンター内
地域集会所および希望の家**

京都市南区東九条東岩本町31
京都駅・東福寺駅から徒歩15分
地下鉄九条駅から徒歩13分

定員：100名

（事前申込不要・参加費無料）



基調報告：石川久仁子さん（大阪人間科学大学社会福祉学科准教授）

「生活困窮社会における住宅セーフティネットを考える」

京都府の取り組み報告：京都府建設交通部住宅課

体験報告：日本自立生活センター（JCL）



パネルディスカッション：コーディネーター：石川久仁子さん

菅本 郁さん 特定非営利活動法人 神戸の冬を支える会

長谷川幹さん 公益財団法人 ソーシャルサービス協会ワークセンター

山口聡子さん たてものがかり

主催：反貧困ネットワーク京都

連絡先：075-241-2244（つくし法律事務所内 担当舟木）